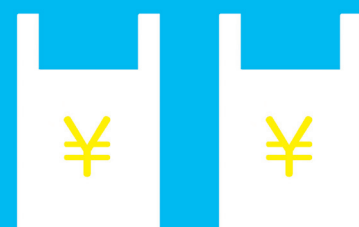


レジ袋有料化 2020年7月1日スタート



プラスチックは、成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高く、非常に便利な素材です。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化等の課題もあります。

このような状況を踏まえ、大分県では平成21年6月から県内の多くの食品スーパー等でレジ袋の無料配布が中止されています。また、令和2年7月1日からは、全国でレジ袋の有料化を行うこととなりました。

皆さんも、再度自身のライフスタイルを見つめ直し、マイバッグ(エコバッグ)を持ち歩く等、できるところからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

エコバッグを持って
街に出よう。



レジ袋有料化に関する問合せ先

消費者向け

0570-080180

事業者向け

0570-000930

制度概要等の詳細はこちら



「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、
大分県では2020年6月1日から猫の引取りができる条件が厳しくなりました。

原則引取り拒否となる猫

- (i) 飼い猫(野良猫に餌をあげている場合も飼い猫とみなします。)
- (ii) 地域猫(特定の所有者はいないが、一代限りの命として地域で管理されている猫のこと。耳カットが特徴的です。)
- (iii) 自活可能な猫

※猫を含む動物の遺棄は「犯罪」です。(動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項)
遺棄した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる可能性があります。
明らかに遺棄されたと思われる猫を発見した際は、最寄りの警察署へ届け出るようお願いいたします。

今後も引取り対象となる猫

- 自活ができない猫
- 自活可能な猫で、以下2つの条件をいずれも満たす場合
ア、調査、回覧等によって所有者がいなかったことが地域の世帯の異なる複数名以上によって確認されていること。
イ、当該市町村動物愛護担当部署が、野良猫の過剰な繁殖等により地域の生活環境が損なわれていることを把握していること。

まずは以下まで事前にご相談ください。
おおいた動物愛護センター
Tel: 097-588-1122



環境ひろば

No.100



7月1日以降、資源ごみ(プラ・ペット類)で誤った出し方をした
ごみ袋は収集をしません!!



津久見市では、令和2年4月から、資源ごみ(プラ・ペット類)については分別収集を行っていますが、中には出し方を誤ったものや衛生上問題がある出し方をされたものが見られます。

誤った出し方をした資源ごみ(プラ・ペット類)につきましては、7月1日以降は収集をしませんので、ご注意ください。

出し方については、「家庭ごみの分け方・出し方」の簡易版とガイドブックをご覧ください。

× 誤った出し方

○中身が見えない半透明の袋に入れて出していた例



○金属類を含むごみの例



○残飯等が入ったまま出していた例(漬物、米ぬか等が混入)



○食べ物・飲み物等が入ったまま出していた例



○ 正しい出し方

○透明な袋に入れて出す



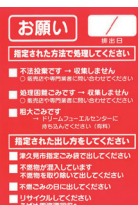
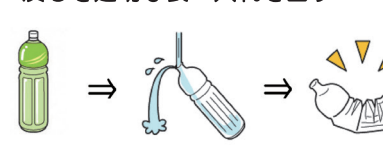
○「不燃ごみの日」に、リサイクルケースへ入れて出す(大きいものは、リサイクルケースの外に置く)



○指定ごみ袋(黄色の袋)に入れて出す



○ペットボトル等は洗って乾かし、潰して透明な袋へ入れて出す



誤った出し方をしたごみ袋は、左の写真の「不適正排出啓発シール」を貼ったうえで、収集をしません。ご注意ください。

●問い合わせ先 / ドリームフューエルセンター ☎82-1560
環境保全課 ☎82-9513